

和牛遺伝資源の流通管理に関する検討会（第4回） 議事録

- 1 日時：令和元年6月18日（火）10：00～11：33
- 2 場所：農林水産省三番町共用会議所
- 3 出席者 委員：穴田委員、大山委員、小谷委員、島田委員、高橋委員、林委員、宮島委員
専門委員：越智委員
農林水産省：枝元生産局長、富田畜産部長、伏見畜産振興課長、関村畜産技術室長、
三上室長、大竹課長補佐、高井食品表示調整担当室長、富澤食肉需給対策室長
- 4 概要

【開会】

（伏見課長）それでは、定刻となりましたので、只今から第4回和牛遺伝資源の流通管理に関する検討会を開催いたします。委員の皆様におかれましては、お忙しい中、ご参集いただきまして、誠にありがとうございます。それでは、開会に先立ちまして、枝元生産局長から一言お願いいたします。

【枝元局長から冒頭挨拶】

（枝元局長）第4回和牛遺伝資源の流通管理に関する検討会の開催にあたり、一言ご挨拶申し上げます。委員の皆様方におかれましては、ご多忙中にも関わらず、本検討会にご出席いただき、ありがとうございます。本検討会は、これまで3回開催してきてまいりましたが、本日は、これまでご議論いただいてきた内容について論点を整理してまいりたいと考えております。皆様方におかれましては、本日も今後の和牛遺伝資源の流通管理の適正化について活発なご議論をお願いいたしまして、私の挨拶とさせていただきます。

【伏見課長から配布資料の確認】

（伏見課長）ありがとうございました。それではここで、傍聴を除きまして報道関係のカメラの方々、ご退室をよろしく願います。

【カメラ退室】

（伏見課長）それでは、本日配布しております資料を確認させていただきます。お手元に用意しました配布資料一覧のとおり、資料1と資料2、資料3とございますが、不足がある場合は、事務局までお申しつけ下さい。よろしいでしょうか。それでは、以降の運営につきまして、島田座長にお願いしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

（島田座長）座長の島田でございます。本検討会も第3回目を迎えましたが、委員の皆様方におかれましては、本日も熱心なご議論をいただけますよう、よろしくお願いいたします。

まず、議事を進める前に、委員の皆様にご紹介がございます。本検討会の委員で、弁理士というお立場から専門的なご意見をいただいております櫻井委員が、ご都合により本日ご欠席されております。このため、本日は専門委員として、弁理士の先生をお招きしておりますので、事務局からご紹介をお願いいたします。

（伏見課長）本日ご出席いただいております専門委員のご紹介をさせていただきます。

お手元の資料の委員一覧をご覧くださいと思いますが、越智国際特許事務所 所長であられます越智豊専門委員でございます。

（島田座長）越智専門委員、自己紹介も兼ねまして、一言いただければと思います。

（越智委員）本日は櫻井先生が急遽出席できなくなりまして、弁理士会のライフサイエンス委員会の副委員長をしております私が、急遽後任として出席しております。よろしくお願いいたします。

（島田座長）どうもありがとうございました。それでは、越智専門委員、改めてよろしくお願いいたします。それでは、議事を進めてまいりたいと思います。

本検討会は、これまで3回開催してきておりますが、その中で大きく分ければ、精液や受精卵といった和牛遺伝資源の流通管理をどのようにすべきか、という視点。もう一つは、和牛遺伝資源の知的財産的価値をどのように保護していくか、という視点でご議論いただいていたと思います。本日は、これまでご議論いただいていた内容の論点を整理していきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

進め方といたしましては、本日の検討会に向けて、事務局の方にあらかじめ、これまでの論点について整理した資料を作成していただいておりますので、まずはその案を事務局からご説明いただき、その後、各委員から感想と、さらに論点として加えるべき内容等についてご提案いただきながら、まとめていければと思っております。

それでは、事務局からこれまでの論点についてご説明をお願いします。

【伏見課長から資料1について説明】

（島田座長）それでは、今の説明を受けまして、ご意見をいただきたいと思います。まずは、「精液・受精卵の流通管理の徹底」から整理していきたいと思います。ご意見のある委員につきましては、挙手願います。

（高橋委員）「精液・受精卵の流通管理の徹底」について申し上げます。昨年、国外への和牛遺伝資源不正持ち出し事案が発生してから、和牛農家だけではなく、全国の生産者、関係組織、家畜人工授精師などの技術者が一様に憤りを覚えて、同じ事案を二度と起こさせない対策が必要だ、という声が高まっています。今まで一般の商品と同じ感覚で流通していた、あるいは流通させていた和牛精液や受精卵が、実は家畜改良増殖法という法律の下で、きっちりと規制や制限があることを初めて知った生産者や中間流通者が少なからず居たでしょうし、関係法規を勉強して免許を取得した家畜人工授精師も、改めてその内容を振り返ったという方も多かったであろうと推察します。実際に、現場での精液・受精卵の取扱いについては、行政サイドの指導もなかなか少なかったという状況もあり、場合によっては、不正流通の温床に成り得るのではないかと感じていたところです。この事案を契機にしまして、我が国固有の財産である和牛遺伝資源を、絶対に守るんだという国民的コンセンサスを得られている今がチャンスですから、前回までの検討会で課題提起をしてきた内容をこの資料の形にきっちりと整理いただきましたこと感謝申し上げます。個々の取り組む難しさには

多々違いがありますが、遺伝資源を守るというコンセンサスの下で生産者・関係者とともに難題を解決させることは可能であると信じているところです。そこで、既存制度の周知徹底についてです。この事項は第2回の検討会の中で私ども委員が発言した部分をベースとして、まとめていただいていたところですので、感じているところを話させていただきます。現行制度、いわゆる家畜改良増殖法ですが、この規制に関して、家畜人工授精の業務、これは精液の採取、処理、注入、その全ての段階の実施者は、獣医師と家畜人工授精師に制限されているということ。また、家畜人工授精の実施場所は、家畜人工授精所に限定されていること。この意味は、家畜人工授精という技術が、家畜改良の増殖を推進するための手段であって、そのことから受胎率の低下、あるいは病気を決して蔓延させない、という品質を担保する必要がある、その為に獣医師と家畜人工授精師、そして家畜人工授精所だけに与える、ある意味独占的な業務となっています。一方で、私共には家畜人工授精簿の記載義務や譲渡の制限などが課せられた義務の遵守を厳しく求められています。よって、限定と制限があることの現行制度の意味を、関係者はもとより、特に課題となっております流通の中間販売者や、免許を有していない生産者に対する周知徹底が必要だということで、まとめていただきたいと思います。

もう一点、家畜改良増殖法でわかりづらい部分の具体的な事例を一点申して、対応を要望したいと思います。第3回の資料にあった内容で、3月29日付け畜産振興課長名で各農政局等に、「和牛精液等の適正管理に関する指導の徹底について」という文書を施行していただきましたことに感謝していますが、その中で、3の「畜産経営者における精液等の適正な管理について」という部分に、一部カッコ書きがあります。カッコ書きには、「(保管)」の行為が家畜改良増殖法上の「処理」に該当するため」と記載されています。これは、処理行為が可能な者は家畜人工授精所に限定されているので、家畜人工授精所を開設していない畜産経営者が他者に譲渡してはならないという意味のはずです。しかし、家畜改良増殖法上の条文では、「獣医師、授精師以外は精液・受精卵を採取し、処理し、注入してはならない」としか定めていないために、精液を保管すること自体は、誰でも問題ないと解釈されている部分が現場にあります。凍結された精液や受精卵は定期的に液体窒素を補充する必要があるので、それは品質を保つための「処理」行為であるということ。そういった曖昧な部分を整理する必要があるのではないのでしょうか。家畜改良増殖法は精液や受精卵が生産から注入されるまでの一連の行為に、その品質を担保するという整理があって、現行の規制があるはずだと認識しております。そういった基本的な法律の趣旨、規制の内容を現場に徹底させる為にも、何が良くて何が駄目なのか、具体的なことを明確にするようにご検討いただきたいと思います。述べさせていただきます。以上です。

(島田座長) どうもありがとうございました。既存の法令としましては家畜改良増殖法とその規制について、補足的にご意見いただきました。さらに要望についても伺いました。その他にご意見等ありましたらお願いいたします。

(宮島委員) 非常に今回の論点については良く整理いただいているということで、敬意を表したいと思います。今回の和牛精液の国外不正持ち出し事件の発生から、本検討会の開催の中で、精液等の適正な流通の普及への課題やこれからの取り組みについて、理事会等の多くの機会をもって、意見交換をさせていただいてきております。この中で、私ども家畜人工授精に携わる実施者、責任者として、これまで以上に中核的担い手としての責務も重く受け止めています。更にまた、精液等の

適正流通に向けて、取り組みをしていかなければならないと再認識しているところでございます。これまでもお話しさせていただきましたが、私ども会員は日々業務に追われるという中で、かなりの時間と正確さを要求される証明書の保管、記録など、精液等の適正な流通に真剣に取り組んでいているところでございます。こういった中で、繁殖の基本となる授精技術、日々の活動、これを常々見直し、技術の向上にもたゆまず取り組んでいかなければならないという状況でございます。今回の1の(6)の内容でも触れていただいておりますが、本来の家畜人工授精業務の推進を損なわない形で、適正流通の取り組みの強化をお願いしたいと思います。いわゆる「角を矯めて牛を殺す」とことならぬように、先ほど高橋委員からもありましたが、これからの日本の畜産の繁殖成績を上げていくという非常に重要な任務を担っているという自負はありますので、そういった業務に注力していきたいと思っております。農家段階における精液管理体制についても、作業効率が低下しないようにと触れていただいておりますが、私どもの業務においても支援していただければと思っております。

こういった中で、総会や理事会など昨今の会合においても、役員あるいは会員の皆様方から色々な意見がございました。中には、国外流出は制限すべきだが、国内の精液については特定の県だけが所有するのではなく、もう少し自由に利用できることが必要ではないかという意見もありました。

重ねまして、改めて二点申し上げさせていただきたいと思っております。一つ目は、1の(1)(2)のところになるかと思っております。自家利用農家に対する把握、これは1の(5)で、作業効率が低下しない、過大な負担は生じない範囲の中でというお話がありましたが、制度として十分機能する仕組み、これをしていただきたいというものでございます。ご承知の通り、生体もそうですが、多くの精液・受精卵生産にあたりましては、多額の税金、そういったものを投入して、国、県、試験研究機関、関係団体、そういった方々が一体となって築いてきた貴重な財産でございます。言うまでもないわけでございますが、文化財保護と言われるようなものとして、生産・流通・利用、全ての者が保全活用に等しく責務を負う立場にあるものと、私どもは考えております。こういった視点から、自家利用農家におきまして、私有財産等の限界はある訳ではございますが、貴重な財産の適正流通の確保の観点からは、家畜人工授精師、獣医師に求められているものと同様の仕組みが制度として求められるべきではないか、と多くの意見を頂いております。この精液等の適正流通の確保につきましては、3月末に通達された行政指導に基づいた取組が進められていくと承知しておりますが、徳島県では和牛精液と受精卵を保管し、自己所有の雌牛に使う畜産農家を対象に、農場の所在地、精液と受精卵購入元を県に届けるよう、県独自の和牛遺伝資源の流通管理の適正化に関する実施要領まで作ったという新聞記事がございます。私どもの意見交換の中でも、この点の取り組みが特に必要であり、自家利用農家や家畜人工授精師免許を持った農家の方々も含めますが、こういった農家での精液の購入、保管、管理の実態把握を制度として位置づけていただきたいという意見が少なくなかったということをご紹介しておきたいと思っております。いずれにしても、過度な負担を農家にかかるということはいけませんが、今回の資料にありますように、関係団体、全和の皆様方も含め、できる限りのご協力、ご理解を頂きながら、皆で理解して取り組んでいくことが大事ではないかと考えております。また、県有牛の利用制限を行える一部の県、あるいはクローズして管理できるような県を除いては、実際には行政指導はなかなか難しいのが実態であるかと思っております。これからも中々難しい部分が出てくるかと思っておりますが、都道府県間の温度差も少なくないという指摘も実際出されております。こういった精液の広域流通という中におきまして、都道府県間の流通、国全体としての把握について、これも制度として仕組みを構築していただくことが、将来に亘って行政指導の実効性

を確保する観点からも、不可欠ではないかという意見もございました。いずれにしましても、行政の指導徹底、国全体の斉一的な取り組みとなるよう、ぜひお願いしたいと思っております。なお、先ほど高橋委員からもありましたが、精液の保管上、不可欠な液体窒素の補充、この面から自家授精を含めた対象農家を把握することは、精液等の適正流通の有効な手段・措置となり得るのではないかとといった具体的な提案もなされてきております。このような届出等の仕組みを取り入れた検討を是非お願いしたいと思います。

続きまして二点目でございます。これは今申し上げましたような制度的な仕組みの整備と併せまして、取り組むべき関係者のコンプライアンスの維持・向上への取り組みの重要性ということになります。私ども技術者のステータス、そういったところにも関連する訳でございます。いずれにしましても、こういったコンプライアンス等の向上につきましては、それぞれの立場での取り組みが欠かせません。私どもも、家畜人工授精の中核の実務を担う者ということで、改めてその重要性に思い起こしまして、コンプライアンスの徹底に努めていくこととしております。先ほど高橋委員がお話した内容と似た内容になりますが、生産家畜が市場で価値を得ていく上で、家畜人工授精を行い、証明する家畜人工授精師、獣医師には、これまで以上に大きな責務、役割を果たしていくことが求められていくと思います。法制定時にはこの責務を担うべき家畜人工授精師等が極めて少なかったものの、繁殖成績を向上させ家畜改良を推進する観点からも、これからは極力、家畜人工授精業務は資格を持った者が取り組むべきではないか、またこのような姿で適正流通の確保の取り組みが、牛肉等についての消費者に対する責任も果たしていくことになるのではないかという発言もございました。向上する家畜人工授精技術や国際的な技術の進展の中で、コンプライアンスの確保を含め、私どもに寄せられる期待に応えて、また資質の向上に取り組んでいくことが、この和牛遺伝資源の流通管理・利用向上の観点から極めて重要だと改めて確認したところでございます。また、このことが私どもの業務を進めて行く上でのステータスの向上となって、我が国の家畜改良にまた深く貢献していくのではないかと、改めて思ったところでございます。私どももさらにコンプライアンスの徹底を含め、家畜人工授精師としての責務をもって業務あるいは取り組みを深めてまいりたいと思います。第一回目の検討会でもお話ししたように、家畜人工授精業務に携わる者は私どもの協会の構成員以外にも少なくないという実態がございます。これらの方々も含め、家畜人工授精従事者が家畜改良、あるいは適正流通確保の両面から一層中核的な担い手として活動できるように、皆様の更なるご理解とご指導をお願いしたいと思います。どうぞこの二点について、何らかの取り組みをしていただければと思っております。

（島田座長）家畜人工授精師の方々は、日常業務としての家畜人工授精あるいは家畜人工授精証明書の発行、保管、それから日々の技術の向上等、努力しておられるということで、非常に忙しい日々を過ごしておられるという中で、それらの活動の妨げにならないように留意いただきたいということ。それから、必ずしも資格を有しない農家、自家利用を許容されている中でその実態の把握を制度化すべきという話、それから家畜人工授精師、農家の皆さんのコンプライアンス意識の向上に留意しているというお話でした。どうもありがとうございます。その他、ご意見等ありましたらお願いします。

（林委員）それでは、1番目の流通管理について、只今のご意見を踏まえて私見を述べたいと思います。冒頭で高橋委員が言われたように、確かに家畜改良増殖法における「処理」という言葉がたく

さん使われているのですが、それが「保管」を含むものなのか、今ひとつはっきりしないところがありますので、そこは明確化すべきであると思います。今、宮島委員からのご意見があったように、昭和 25 年にこの家畜改良増殖法を作ったときには、おそらく液体窒素でその精液や受精卵を保管し、それをまた転々と譲渡することを想定していなかったので、「採取・処理・注入」が一連のパッケージとして規定されていたように思われますが、もはやその背景事情が変わってきておりますので、実態に合った法制度とすることが必要ではないかと思います。

それから、家畜改良増殖法の 11 条、11 条の 2 でありますところの、「家畜人工授精及び家畜受精卵移植の制限」につきましては、あくまでも原則は「獣医師又は家畜人工授精師でない者は、精液を採取、処理、又はこれを雌の家畜に注入してはならない」のであり、また受精卵についても 11 条の 2 で、原則は同様な制限が定められていることが基本であるにも関わらず、それが徹底されていないというところは、やはりその運用としても問題であると思います。これらの条文の但書には、確かに研究目的の場合と自己の飼養する家畜についての場合、いわゆる生産農家段階での処理ならこの限りではないと例外が定められていますが、だからといって帳簿の記録や保管義務まで無いというのでは、やはり制度上漏れがあるのではないかと。例外として、獣医師や家畜人工授精師でない生産者等がこの例外規定によって処理する以上は、その場合にも、原則の場合に要求される帳簿の記録や保管などを行うことが、当然、必要ではないかと思いますので、その点の手当も必要ではないかと思います。

次に、契約書上の実務の手当について申し上げます。生産者にとって、この譲渡や使用の記録をするということは、いわゆる品質やブランド維持をしていく上でも重要で必須であるといえます。通常のブランドライセンス事業などにおいては、契約の中でこういった記録の管理義務を定めておりますので、実施要領のような形でも良いですし、簡易な契約書のひな形でも良いので、その中で記録や報告義務も入れていくべきではないかと思います。

それから一元管理の点について、確かに宮崎県や鹿児島県などトップランナーの優良事例がございますが、それでも宮崎県の場合は民間所有の場合や受精卵については把握していないとか、鹿児島県の場合も県外については把握していないというご紹介がありましたので、やはりここは今の時期に期限を切って、流通や利用の全国的な一元化したシステム、紙ベースではなく今はデータ処理の時代ですので、データ管理の全国的なシステムの構築の検討を急いで進めるべきではないかと思います。ここまでの内容は以上です。

（島田座長）どうもありがとうございました。家畜改良増殖法での「処理」という用語が多用されているが、それが「保管」を含むかどうか、液体窒素で凍結精液を製造することが法律制定時には想定されていなかったのではないかとという部分で、この辺りはきちんと整理する必要があるのではないかと。それから、例外規定で研究等や自家利用について許容されているが、帳簿等の記録、保管義務が無いのはおかしいのではないかとという点でした。この辺りは農家さんが必ずしも記録をきちんとしていないということではありませんが、きちんとした記録が整理されているということが和牛自体のブランド価値を高めるというお話でしたので、今後の報告のほうで整理していただければと思います。その他ご意見ありますでしょうか。

（穴田委員）論点の中で、抜けているということではないのかもしれませんが、付け加えていただきたいのは、家畜人工授精所の把握や整理の議論については、アンケート調査を実施され、實際稼

働していないところがいくつか見られるという情報提供があったかと思いますが、農林水産省としては整理されているかもしれませんが、今回の流通管理の徹底の中に、家畜人工授精所の整理についても急がれるということをごどこかに追加してもらえればと思います。その中で、先ほど宮島委員から徳島県の事例の話がありましたが、私も少し徳島県の例を聞かせてもらいました。今まさに家畜人工授精所の整理を始められていると伺っていますが、そうすることによって、ここに書いてあるような周知徹底も併せてできるのではないかと、特に帳簿の管理の必要性、重要性について、新たに申請をもらって開設許可をされるタイミングの中で周知徹底を図っていくというやり方も一つあるのではないかと思います。

その中でもう一つ、若干触れられていますが、国や県による立入検査について、もう一步踏み込んだ定期的な立入検査の義務というような所までできれば、例えば徳島県では半年に一回くらいの表現があったかと思いますが。それは法律ではなく、県内の要領の中で盛り込んでいくべきということになるのかもしれませんが、そういった各県の優良事例があるのであれば、農林水産省のほうとしても紹介をしていただきながら、家畜人工授精所の整理と併せて周知徹底、そして帳簿の管理、記録を行い、その中で誰かがチェックしないといけないということをもう少し全面に押し出した形で、論点整理の中にそういった方向性を付け加えていただければより効果が上がるのではないかと感じたところです。私からは以上です。

（島田座長）ありがとうございました。穴田委員からは家畜人工授精業務の状況把握、帳簿の整理又は管理を徹底するというお話だったかと思いますが。また、立入検査については定期的な検査を報告するという方向で検討していただきたいというご要望でございます。その他ございますか。

（大山委員）今日整理していただいた資料については、ポイントとして、流通管理の徹底と知的財産保護ということで、論点を2つにうまく整理していただいたと思います。他の委員の皆様と重複するところもございますが、「精液・受精卵の生産・流通・利用状況の把握」について、宮崎県で先進的に取り組み、鹿児島県では県外向けについては把握できていないということはあると思いますが、こういった先進事例を一元的に広げていくことは重要かと思っております。これを実行していくためには、（2）で記載のありますとおり、帳簿の記録保管がキーになるかと思いますが。それを担保する措置としては立入検査が実効性のあるものかと思っておりますので、その旨を明確にしていくことは非常に大事なことかと思っております。立入検査については、県の家畜衛生保健所が主体になって取り組むことになるかと思いますが、負担も大きいこともありますし、宮島委員からも過度な負担とならないようにと、重要なポイントとして挙げられていたと思います。国と県が連携して、定期的に全国の家畜人工授精所を検査する仕組み作りについては是非ご検討いただければと思います。

提案の中で記載がないことを申し上げますと、精液や受精卵を保管するために必要な液体窒素を販売する業者の方等にも和牛遺伝資源の保護の重要性を認識していただき、家畜人工授精所等の精液や受精卵を取り扱う者が実際に購入しに来ているのかを確認した上で、液体窒素を販売する取組も意味があるのではないかと考えています。ただし、これは法律で規制することはできませんので、あくまでも注意喚起になろうかと思っております。畜産関係者だけではなく、幅広い関係者へもご協力いただきながら、遺伝資源を守っていく考えを浸透させていく取組も重要であると思っております。

（島田座長）ありがとうございます。帳簿の保管については、定期的な検査が重要であること、液体

窒素の販売ルートからの対応も有効ではないかというご意見かと思ひます。その他ござひますか。

(高橋委員) 論点に示されている「ストロー等へのバーコード表示」については、第1回の検討会において、当団が補助事業で取り組んできたものの現状の技術では流通管理を逐一行うことは困難であるという発言した内容が整理されたものです。そこで、もう一度確認のために話させていただきますが、当団は精液処理の段階でストローにバーコードを印刷して生産情報を管理しています。次の段階でバーコードをチェックできるのは、凍結精液を融解授精した後の空になったストローです。従って、課題になっている流通途中では、ストローが液体窒素の-196℃で保管されておりますのでバーコードが読めないという事情があることをご理解いただきたいと思います。

国内では、家畜改良増殖法でストローと精液証明書あるいは受精卵証明書が必ずセットになって流通しています。各証明書がストローの中身を保証しています。ストロー自体の表記は義務になっておりません。海外へ不正流出を企てる不心得者、あるいは海外サイドにとっては、ストローに和牛遺伝子が入っていれば良く、証明書は必ずしも必要でないはずでひす。承知している実態として、民間の家畜人工授精所が生産供給するストローについては、一部採取年月日が印刷されていないものも流通している場合があるようでひす。例えば、鹿児島県内は県の取扱要領によって流通管理できていることを承知していますが、県外に流通した凍結精液はストロー自体でロット管理できないということです。また、受精卵は獣医師が農家の庭先で採卵しストローに封入処理していますので、ストローに情報を記載することが少ないようでひす。ビニールテープやマジックで色分けして区別しているのが実態として多いようでひす。仮に今般の事例のように水際でストローを押収したとしても、ストローに表示がなければ、それが和牛遺伝子かどうかとも追求できませんし、不正な流通経路を把握することも困難でひす。今回摘発された徳島の家畜人工授精所から当団は受精卵を購入したことがあります。その受精卵ストローには情報は一切記載されておりませんでした。今般の事案では受精卵だけでなく、和牛の凍結精液も押収できたので、凍結精液に印字されていた情報を捜査当局が流通経路を追って被疑者に辿りついたものと思ひます。もし、何も書かれていないストローであったならば和牛遺伝資源である証拠も無く、今回の摘発に繋がったかどうか不明で、とても恐ろしいことだと改めて思ったところだひす。家畜改良増殖法上記載義務はござひませんが、ストローへ基本的な情報の表示の義務化を要望します。これにより不正流出の抑止にもなるはずでひすし、表示があれば、水際で押収できた場合、その情報から流通履歴を調査することができますし、販売記録の保存義務も取らせておけば、流出元まで辿りつくことができると思ひます。絶対にあってほしくない事例でひすが、精液生産者が不正流通をばれないようにあえて無地のストローで受精卵等を生産した場合でも、無地ストロー自体を違反とすることができれば、抑止にもなると思ひます。そういった観点からもストローへの表示義務化もご検討いただきたいと思います。

(島田座長) ありがとうございます。海外への流出防止については、ストローへの表示を義務化することが有効ではないかというご意見かと思ひます。私自身もストローに表示がないものがあるということを初めて知って驚きました。表示の義務化については是非ご検討いただければと思ひます。その他ござひますか。

(宮島委員) 家畜人工授精師等に家畜改良増殖法への理解を深める機会を増やす等、資質向上への取組を行うことをこれからの適正流通のためにも論点に加えていただきたいと思います。

（島田座長）ありがとうございます。その他ございますか。

（越智委員）平成 18 年の和牛遺伝資源の問題で、弁理士会のバイオ委員会でその議論に携わっていた背景もありましたので、今回も参加させていただいたところでございます。家畜改良増殖法は液体窒素等が想定されていない昭和 25 年の法律ですから、これに何を足しても時代が古いと思います。皆さんに分かりやすい法律に体系を変えていくべきで、その中で、罰則規定を強くすることが大事かと思います。良からぬ流通によってお金をもらうよりも失うものが大きいですよと、だからそういうことを企んでも無駄ですよということが大事かと思います。家畜改良増殖法では 10 万円以下の科料となっています。400 万円儲けていれば 10 万円程度の罰金は痛くありません。罰則を変えるのは難しいかと思いますが検討すべきかと思います。もしくは精液生産者から損害賠償で徹底的に争うことも考えていいのかなと思います。

平成 18 年の議論からこの 10 年で和牛改良は凄く進んだと聞いています。家畜人工授精師等の関係者がこの 10 年間で日本の和牛ブランドをもっとあげて、それを守るべきという国民のモチベーションを作ることが大事かと思います。今般の事案は、マスコミの話では 10 回目で捕まったという話もありますし、飛行機ではなく、船を使っているとのこと。捜査の過程でどういったルートで出て行ったかをきちっと把握すること、また液体窒素の容器も必要なわけですから、こういったやり方があることや家畜改良増殖法を税関に認識してもらい、水際で防ぐことも必要かと思います。

（島田座長）ありがとうございました。現状、罰金があるにしても不正流出した時の金額に比べれば低すぎるのではないかというご意見かと思います。また国民の意識の向上も重要であるというご意見かと思います。その他ございますか。

（伏見課長）事務局から申し訳ありませんが、一点ご確認させていただきます。「流通管理に関する帳簿の記録・保管等」について、座長から事務局へ整理するよう指示がありました時に、当然、肉用牛農家を想定しておりますが、和牛の精液や受精卵を扱っているのは酪農家もございますので、それを含める考えでよろしいでしょうか。

（高橋委員）私も修文を希望するところでございました。第 3 回の検討会の中で問題指摘した部分でございまして、和牛の精液や受精卵は、今や和牛農家だけが持っているものではなく、酪農家においても和牛受精卵、あるいは交雑種生産のための和牛精液を所持している実態がございますので、「農家段階」で済ませるだけではなく、「酪農家も含めた農家段階」といった整理にしていいただければと思っております。

（島田座長）ありがとうございました。それでは 2 番目の「和牛遺伝資源における知的財産的価値の保護について」、林委員からご意見をお願いします。

（林委員）契約による保護について、予防策としては契約が必要であると思います。前回、私から説明させていただいたとおり、国外流出を防ぐということであれば、現状できることはこの契約の中で、譲渡や利用地域を国内に限定するといった条項を入れないと流出を防ぐことはできませんので、

そこが出発点となります。簡易な契約のひな形を国が用意して、譲渡や利用地域の制限条項や、品質管理のための帳簿の記録、保管義務を契約書に盛り込むことが重要でありますし、契約の必要性を生産者の方々にも周知していただくことが重要ではないかと思います。

知的財産的価値の保護強化の抑止策になりますが、中長期的には差止請求権を立法することがありますが、その前に成すべきこととしては、不正流通した場合の厳罰化を確実に行うということではないかということでございます。家畜改良増殖法では、授精の制限の第 11 条違反では 100 万円以下の罰金、譲渡等の制限の第 14 条違反では 50 万円以下の罰金といずれも根幹を成す規制にもかかわらず、違反しても抑止力としては機能し得ないと思います。流出による被害を考えて、思い切った罰金額の増額が必要ではないかと思います。例えば、営業秘密等が保護されております不正競争防止法がございます。ここでは侵害について 10 年以下の懲役、2,000 万円以下の罰金となっております。海外使用目的は海外重課により、3,000 万円以下に罰金額が引き上げられます。法人については 10 億円以下の罰金が定められておりまして、和牛についても契約管理を前提として、流通制度の証明制度も踏まえ、流出による被害を考えた思い切った増額が必要ではないかと思います。不正競争防止法では抑止力強化のために第 8 章で没収追徴の規定も設けられています。これは組織犯罪における刑罰の在り方を参考に新たに平成 28 年改正で設けたものでして、違法行為によって得た収益を国が没収する制度もございます。

（島田座長）ありがとうございました。現状の罰則のレベルでは、不正競争防止法では桁違いの罰金を科せられること、違法行為による収益を没収できることが追加されたこと、家畜改良増殖法においても、時代に合った形での評価、改正が必要ではないかというご意見かと思いますが、知的財産については専門性が必要な内容でございますのでご意見が難しいかと思いますが、他にありましたらお願いします。

（越智委員）契約は私たちにすれば当たり前の話になりますが、農業に実際に携わる現場では、結構な手間暇だと思います。今は大学の研究室でも書類だらけになっており、まず書類を取引しないともめるという状況になっております。ですので、これを農家へ持ち込むのは大変だと思うので、現在、発達したデバイスを使ってうまくまわれるように、日本の大事な和牛の遺伝資源を守るために、国の予算付けをする必要があるかと思います。マイクロチップも-196℃も耐えるものが出てくるといいますし、単価も安くなってきていると思います。企業が争って開発しているので、マイクロチップを付ければ中身がわかるという可能性があるかと思います。ゆくゆくの議論として契約は大事かと思いますが、法律を変えて、許可なく国外へ輸出することを禁ずることを条文に入れるのは難しいのでしょうか。そこができれば税関で取り締まれますし、一つの手かと思っております。

（林委員）それができれば苦労しないのですけれども、正面突破は WTO 上難しいですので、安全、衛生、知的財産を含めて総合的に法整備をする必要があるかと思います。

（島田座長）マイクロチップ等も利用できるのではないかとご意見ですが、現状では単価も高く、技術的にも難しい点はあるかと思いますが、まずは試験研究等からスタートするということでしょうか。記録についても紙媒体ではなくて、電子媒体で全国一律に時代の進歩にあわせた形で、できるところから状況を良くしていかなければならないと思います。

（林委員）マイクロチップについては実務的に有効であるかと思います。ストローへの表示も限界があるので、新たに法整備するときに、そもそも表示しないことが違反であるとした上で、表示の方法については書き込み過ぎないようにして、技術の進歩に応じて変えていけるように制度として作ったほうが良いかと思います。表示方法の改善については、国としても支援をして実証試験を行っていくことが必要ではないかと思います。

（高橋委員）当団としても国に支援していただければありがたいです。

（富田部長）建設的なご意見ありがとうございます。そういったことも含めて検討していきたいと思っています。

（島田委員）ありがとうございました。国民的な和牛の重要性について、ジャーナリズムとして非常に重要な役割を担っていくかと思うので、小谷委員ご意見いただければと思います。

（小谷委員）皆様のご意見を伺いまして、生産現場を取材する者の感想となってしまいますが、和牛は有名で世界でも注目されているからこそ、このような問題が起きているかと思います。和牛肉はよく知っていても、遺伝資源の話となるとその関係性が、一般の消費者には結びついて伝わっていないだろうと感じております。今般の事案が起きたときはニュースになりましたけれども、法の改正とともに、長年培ってきた貴重な財産である和牛を国民全体で共有していくことが大事です。種子は誰のものかという問題は、世界的なテーマでもあり、日本固有の和牛は歴史、技術、家畜改良増殖法の定めもあり、多くの関係者により築かれたものだということを、現在は国をあげて和牛肉を輸出していますが、最終的な農産物と現在議論している遺伝資源を結びつけて知ってもらいたいと思います。法律ももちろん大事ですが、国外流出したら社会的、倫理的、道徳的に、日本の農業、食文化、食産業等全体への危機に繋がるということを広く知ってもらう必要があります。あくまでも畜産関係者だけの問題ではなく、日本の食の問題として国民に広く伝えることが大事だと感じました。

（島田座長）情報発信が重要だということかと思います。委員の皆さんが所属されている機関でもHPを公開しているかと思いますが、例えば全国和牛登録協会が発行している機関誌「和牛」がございいますが、私は現役の時職場の図書室で拝読しました。学会誌もそうですが、最新号は会員の権利ですのでHPに公表することは難しいかと思いますが、バックナンバー等で面白い記事があれば発信していけば、過去の人がどれだけ努力をして今の和牛があるのかということを、興味のある方だけかもしれませんが、読んでいただけるのではないかと思います。

（穴田委員）一般の方々に和牛の歴史等を伝えきれていないと思います。「和牛」誌だけではなく、協会の倉庫にある書籍を島根大学の協力を得ながら整理をしているところですので、皆さんに和牛の改良の歴史をわかりやすく伝えていきたいと思っております。第1回の検討会でもお話しましたが、和牛の歴史は古く、日本の農業とともに発展してきた唯一の家畜であることを私たちが学んできました。和牛の改良の歴史で大事なことは、生産者自らが生産現場の中で、生産活動を行いなが

ら育種改良してきたことが日本固有の一つの品種になった大きな所以ではないかと思います。日本は南北多岐にわたるそれぞれの気候風土にあった生産活動と育種改良が地域全体で行われてきました。先人の創意工夫のつまった和牛の価値を国民の皆様にも理解していただきたいですし、家畜人工授精師を含め多くの関係者の方々にも、和牛の遺伝資源の歴史、背景、貴重さを認識していただければと思っています。

（島田座長）ありがとうございました。その他ございますか。

（越智委員）平成 18 年にも議論になりましたが、和牛のゲノムのデータベースができますと、今ある牛については特許は難しいですが、一部の遺伝子を変換した等により肉質が変わるなどの効果の関連性が認められれば特許になる可能性もあります。特許法も考えれば和牛のゲノムのデータベースも必要ではないかと思います。

（大山委員）和牛のゲノム情報については検討会において登録協会からご紹介いただきましたが、徐々にデータを蓄積しているところだと思います。現存の牛では特許が取れないということでしょうか。

（越智委員）新規性がないので難しいかと思います。

（大山委員）現状では、親子判定等でゲノム情報が活用されておりますので、将来的には可能になるかと思います。

（穴田委員）登録協会では、血統情報を管理していますが、平成 22 年から和牛のゲノム情報を蓄積しています。和牛独自の SNP チップパネルを神戸大学の協力を得て開発しまして、現在、約 24 万頭のデータを蓄積しております。種雄牛で約 1,400 頭、登録雌牛で約 87,000 頭のデータを管理しておりますので、個体の同一性の確認においては利用できますが、SNP の型が経済形質と結びついていくについては特定が難しいところもあります。今の情報では「和牛」の証明としては使えると考えておりますので、知的財産的な保護という形で活用できればという思いはあります。

（島田座長）ありがとうございました。その他ございますか。それでは、議論も尽くせたかと思うますので、本日の議論も踏まえまして、ある程度、本検討会における議論の論点が整理されてきたと考えております。委員の皆様、ありがとうございました。この論点を踏まえまして、次回検討会では、文章により中間的なとりまとめを行っていきたいと考えております。

事務局の方には、本日のご意見も踏まえた形で、中間とりまとめの案を整理していただきまして、次回、その案をもとに、議論しながら、とりまとめていきたいと考えております。

また、今回の議論の内容につきましては、これまでどおりであります。議事概要という形で各委員にご確認いただいた後、公開させていただくということをご了解願います。それでは、その他事務局から何かございますか。

（伏見課長）ありがとうございました。次回につきましては、先ほど座長からありましたとおり、本

日いただいたご意見等を踏まえまして、事務局の方で本検討会の中間的な取りまとめということで案文を整理させていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

次回日程につきましては、後日、事務局から委員の皆様と調整させていただいた上で、改めてご連絡をさせていただきますので、ご協力よろしくお願いいたします。

（島田座長）それでは、第4回の検討会については、これにて閉会いたします。ありがとうございました。

【以上】